

第5次 えびの市協働推進実施計画

令和7年度～令和9年度

令和7年3月

えびの市

目 次

1 計画の概要	
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	2
(4) 基本理念	2
(5) 施策方針	2
2 協働の形態	3
3 計画の具体的施策	
重要課題1 人材の育成	4
重要課題2 情報の共有	4
重要課題3 地域コミュニティによる地域づくり	5
重要課題4 市民参画制度の充実	6
重要課題5 市民活動への支援体制の充実	7
重要課題6 庁内推進体制の整備	8
重要課題7 協働の啓発	9

Ⅰ 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「第6次えびの市総合計画」（以下「総合計画」という。）において、「市民協働によるまちづくりの推進」を掲げ、「えびの市自治基本条例」の基本理念の下、地域の課題に主体的に取り組む市民の自治意識が向上し、市民と行政が相互に理解しながら、市民の創意工夫による活動が活発に行われ、協働のまちづくりに取り組んでいます。

また、協働のまちづくりを進める上で、協働の定義や方向性を明確に示し、本市の協働の基本的な考え方を示した「協働のまちづくり指針」（以下「指針」という。）を平成25年3月に策定しています。

そして、この指針に示した取り組みを計画的かつ着実に推進していくため、今回「第5次えびの市協働推進実施計画（令和7年度～令和9年度）」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市政運営の最上位計画である総合計画に掲げる「市民協働によるまちづくり」を推進していくうえで、「市民協働」について目指すべき姿を明確にした指針の示す考え方や理念を実現するため、具体的な施策・事務事業を実施していく計画です。

(3) 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。ただし、年次報告の状況や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

(4) 基本理念

市民と行政は、お互いに依存することなく協働の領域を十分に認識しながら、対等な関係で役割を分担し、より良いパートナーシップを築いていき、協働のまちづくりを推進していきます。

(5) 施策方針

市民が地域活動や政策形成の場に参加することを促し、協働する主体を育て、各主体が協働しやすい環境を整えるとともに、実施した施策・事務事業について、市民が構成員となるえびの市協働のまちづくり市民会議や庁内協働推進担当者会議などにおいて調査・検討を行い、次のステップにつなげていく方針です。

2 協働の形態

協働は、取り組みを行う主体と、その取り組みに協力する別の主体が、それぞれの取り組みに応じ、最も効果的な協働の形態（関わり合い方）を選び、又は組み合わせることで、より効果的に「協働」していくことが望まれます。

【協働の形態】

情報提供・交換	市民と行政が、それぞれ所有する情報を相互に提供、交換し、情報を共有すること。
企画段階からの参画、政策提案	市民と行政が、事業を実施するにあたって、企画立案段階から目的や情報を共有し、提言や意見を取り入れること。
共催	市民と行政が、事業共同主催となり、又は協力、承諾して事業を実施すること。
後援	市民が主催する公益性の高い事業に対して、行政が後援名義の使用を認めて支援すること。
実行委員会・協議会	市民と行政等で構成する組織で、それぞれの役割分担のもと事業活動を推進すること。
委託	本来、行政が行うべきものであるが、協働になじむ公共的課題について、各主体に対し委託によって対処すること。
補助金等の交付	公共的課題に対応し、目的が共有されるもので、市民活動団体等の各主体が実施する事業に対し、行政が財政支援をすること。
公共財産の活用	市民と行政が事業を行う際、市民がより良いサービスを享受できるよう、双方が所有する施設や物品などを互いに提供し合うこと。
事業協力	市民と行政が、共催、実行委員会・協議会以外の形態で、一定期間、継続的に事業を実施すること。

3 計画の具体的施策

取り組むべき重要課題1から7までは、指針「第3 協働を進める施策」の具体的施策になります。

重要課題1 人材の育成

- 市民と行政との協働のまちづくりを実現するための人材育成
- ・市民に各種講座や講演会などの機会を提供し、人材の育成を図ります。
- ・職員研修を積極的に取り入れることで、職員の協働意識の向上に努め、業務の中に協働の意識付けをするとともに、職員の地域活動や市民活動に対する意識を高めます。

【取り組む主な事業】

事業名	事業内容	協働の形態	所管課
協働に関する市民講座等実施事業	市民や市民団体の人材育成を図るため、各種講座や研修を実施する。	委託	市民協働課
協働に関する職員研修実施事業	協働に関する市職員の意識やスキルの向上、各種施策の協働型への転換などを推進するための研修を実施する。	情報提供・交換	市民協働課
まちづくり講演会	地域リーダー育成のための研修等を実施する。	情報提供・交換	市民協働課
出前講座事業	市民の要請に応じて、市役所職員や公共機関等の職員を講師として派遣する。	情報提供・交換	社会教育課

重要課題2 情報の共有

- 市民参画を促進するため情報の共有を図ります。
- ・事業の企画段階から市民へ情報を提供し、市民と情報の共有を図ります。
- ・様々な機会を通して、市民の意見や要望を聞き、把握します。

【取り組む主な事業】

事業名	事業内容	協働の形態	所管課
市長と語ろう会	市民が気軽に市長と意見交換ができる場をつくり、市民と情報を共有し、また、市民目線に立った行政運営や市民参加のまちづくりを進める。	情報提供・交換	企画課
人権を考える市民のつどい実施事業	同和問題をはじめとする人権問題について、市民一人ひとりが正しく理解し、差別のない明るいえびの市をつくることを目的とする。	委託	総務課

自主防災組織支援事業	市民と行政が協働で地域の防災力向上に努める。	事業協力	基地・防災対策課
環境美化推進員研修会	地域でごみの適正排出の指導等を行っていただく環境美化推進員と情報を共有し、生活環境の保全を図る。	情報提供・交換	市民環境課
学校運営協議会	学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任のもと、地域住民・保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民との信頼関係を深め、地域に開かれた・地域とともにある学校運営に取り組む。	実行委員会・協議会	学校教育課

重要課題3 地域コミュニティによる地域づくり

○地域ぐるみの子育て支援や、高齢者が安心して暮らせる地域での支えあいの取り組み。

- ・行政の画一的なサービスでは対応できない、地域に密着したきめ細かい取り組みへの支援を行います。
- ・地域の課題を発見し、住民自らが考え行動するうえでの受け皿として地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・地域コミュニティの組織のあり方や行政との役割分担を明確にし、まちづくりを進めていく体制を整えます。

【取り組む主な事業】

事業名	事業内容	協働の形態	所管課
防犯灯等LED化補助事業	地域における省エネの推進を図るため自治会管理の防犯灯の設置及びLED化を推進する。	補助金等の交付	基地・防災対策課
自治会防犯灯等電灯料補助事業	夜間の事故防止及び安全な環境づくりの推進を図る。	補助金等の交付	基地・防災対策課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりを推進する。	共催	福祉課
はつらつ百歳体操事業	住民主体の介護予防	情報提供・交換	介護保険課
まちづくり協議会支援事業	中学校区内の複数の自治会及び各種団体等が連携し、地域の活性化や地域の身近な問題解決を目的に、地域住民が主体となっ	補助金等の交付	市民協働課

	て活動に取り組むまちづくり協議会の活動に対して支援する。		
ふらいど21自治組織活動助成事業	自治会が行ういきいきとしたまちづくり活動に対して支援する。	補助金等の交付	市民協働課
公用車貸出事業	市民団体、自治会などが実施する自主的な公益活動(美化活動、広報活動、地域パトロールなど)を支援する。	公共財産の活用	市民協働課
備品貸出事業	市民団体、自治会などが市内で行う公益活動を支援する。	公共財産の活用	市民協働課
自治会加入促進事業	自治会加入の促進を効果的に行うため、自治会ができること、行政ができること、関係団体ができることをそれぞれに実施する。	事業協力	市民協働課
地域活性化活動奨励事業	自治会が主体となり、人づくりや地域づくりに係わる研修会や学習活動、体験活動に対して支援を行う。	補助金等の交付	市民協働課
自治公民館等整備事業	自治会住民の活動の拠点となる自治公民館の整備を行う。	補助金等の交付	市民協働課
郷土芸能保存事業	市内の郷土芸能や無形文化財の保存・継承に努めるもの。	補助金等の交付	社会教育課
文化財保護・活用事業	各自治会に存在する指定文化財を保護・活用するもの。	委託	社会教育課
地域スポーツ推進事業	地域におけるニュースポーツ等の推進を図る。	共催	社会教育課
地域学校協働活動事業	地域と学校の連携・協働を進める。	事業協力	社会教育課

※「防犯灯等LED化補助事業」「自治会防犯灯等電灯料補助事業」について基地・防災対策課より市民協働課へ所管移動(R7.4.1より)

重要課題4 市民参画制度の充実

- 市民参画を促進するため市民参加制度の充実を図ります。
- ・政策や計画等の立案から実施・評価までの様々な局面で自発的・主体的な市民参画を促進します。
- ・市民感覚に沿った効果的で効率的な行財政運営を進めます。

【取り組む主な事業】

事業名	事業内容	協働の形態	所管課
パブリックコメント実施事業	パブリックコメント制度に基づき、各種計画や重要施策に対する意見を募る。	企画段階からの参画、政策提案	企画課・関係各課
政策検証委員会	市の重点的取組事項に対する進捗状況について検証を行う。	企画段階からの参画、政策提案	企画課
行政評価(外部評価)事業	総合計画における施策に対して公募市民等による外部評価を行う。	企画段階からの参画、政策提案	企画課
審議会委員公募事業	市政への市民参加の一手段として、多くの市民の意見が市政に反映されるよう、審議会等の委員へ応募する機会を作る。	情報提供・交換	総務課
物産振興推進事業	県内外から市内への誘客を狙うため物産PR及び観光PRを行う。	実行委員会・協議会	観光商工課
えびの京町温泉マラソン大会事業	地域や団体、組織と共に喜びや感動を共有できる魅力ある京町温泉マラソン大会を協同で実施する。	実行委員会・協議会	観光商工課
市長と語ろう会	【再掲】 ※重要課題2		
地域学校協働活動事業	【再掲】 ※重要課題3		

重要課題5 市民活動への支援体制の充実

○市民活動を活発にするための支援体制の充実を図ります。

- ・市民活動団体や地域コミュニティの自立性・自主性を損なわないように、人的・財政的支援等の確かな支援を行います。
- ・行政から市民への情報提供の場、市民活動組織間の情報交換の場、市民活動組織のネットワーク化を図る場となる市民活動支援センターを管理運営します。

【取り組む主な事業】

事業名	事業内容	協働の形態	所管課
ジオガイド活動推進事業	えびの市や霧島ジオパークの自然風土・歴史文化に対する理解を深めるとともに、他団体と相互協力し魅力発信に努める。	共催	企画課
えびの自衛隊後援会支援事業	えびの駐屯地と市民との交流を充実し、自衛隊への理解を深める事業を行う。	補助金等の交付	基地・防災対策課

物産振興推進事業	【再掲】※重要課題4		観光商工課
えびの京町温泉マラソン大会事業	【再掲】※重要課題4		観光商工課
重層的支援体制整備事業	【再掲】※重要課題3		福祉課
市民活動支援センター運営事業	市民が主体的に取り組む市民活動を支援し、市民団体の活動の拠点となるよう運営を行う。	補助金等の交付	市民協働課
ぶらいど21市民団体活動助成事業	いきいきとしたまちづくり活動の推進を図るため市民活動団体を支援する。	補助金等の交付	市民協働課
ボランティアセンター運営事業	ボランティアに対する市民の関心を高揚させボランティアのまちづくりを推進する	補助金等の交付	市民協働課
異文化交流事業	異文化交流の場を提供することにより、異文化への関心と理解を深めると共に外国人住民と地域住民の親睦を図る。	事業協力	市民協働課
公用車貸出事業	【再掲】※重要課題3		市民協働課
備品貸出事業	【再掲】※重要課題3		市民協働課
文化振興事業	市民の文化意識の高揚と、意欲ある人づくりをめざすため住民等による芸術芸能の振興に資する。	補助金等の交付	社会教育課
市民参加型舞台公演事業	市民が主役となる市民参加型の舞台公演を実施する。	委託	社会教育課

重要課題6 庁内推進体制の整備

- 職員の意識改革を行いながら全ての部署において協働を推進する体制の整備を行います。
- ・庁内協働推進担当者会議を開催し、協働に関する市職員の意識やスキルの向上を図ります。
- ・各種施策について、市民との協働推進につながる具体的な取り組みを行います。

【取り組む主な事業】

事業名	事業内容	協働の形態	所管課
庁内協働推進会議	協働に関する市職員の意識やスキルの向上、各種施策の協働型への転換など、具体的な取組を推進する。	情報提供・交換	市民協働課
協働に関する職員研修実施事業	【再掲】※重要課題1		市民協働課

重要課題7 協働の啓発

- 市民と行政が共通の認識が持てるように協働について啓発を図ります。
- ・協働の基本的な事項を、市民と行政がともに理解し実践していくために、あらゆる機会を通じて協働事例のPRや啓発を行います。

【取り組む主な事業】

事業名	事業内容	協働の形態	所管課
人権を考える市民のつどい実施事業	【再掲】※重要課題2		総務課
広報紙による啓発事業	協働について広報誌等を利用して啓発する。	情報提供・交換	市民協働課
ホームページによる啓発事業	協働についてホームページを利用して啓発する。	情報提供・交換	市民協働課
市民団体活動報告会	ぷらいど21助成金を活用した市民団体の活動実績等を広く周知する。	情報提供・交換	市民協働課